

小牧市クラウドP B X及び携帯電話機導入事業プロポーザル
実施要綱

〔令和7年3月21日〕
〔6小資管第3572号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市クラウドP B X及び携帯電話機導入事業について最適な企画提案をする者(以下「最適者」という。)を特定するため、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(事業の概要)

第2条 対象とする事業は、本庁舎、東庁舎等における小牧市クラウドP B X及び携帯電話機導入事業(以下「事業」という。)とする。

(参加資格)

第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 参加表明書提出時点において小牧市入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成11年3月4日11小総第47号)に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結)に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市の入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(公募の公告)

第4条 市長は、プロポーザルに参加しようとする者に必要な参加資格、条件、事業の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するも

のとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等において公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書(様式第1)及び企画提案書その他別に定める提出書類(以下「企画提案書等」という。)を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(プレゼンテーション及びヒアリング審査の出席要請者への通知)

第6条 市長は、前条の規定により参加を表明した者のうち、第3条の参加資格を満たす者をプレゼンテーション及びヒアリング審査の出席要請者として選定し、出席要請書(様式第2)により、通知する。

(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

第7条 市長は、プレゼンテーション及びヒアリング審査として、前条の規定により選定した出席要請者に対し、別に定める評価基準に基づき、別に定める小牧市クラウドPBX及び携帯電話機導入事業プロポーザル審査委員会に企画提案書等の内容の聴取等を行わせ、最適者及び次点者1者を選定させ、及びその結果を報告させるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者1者を特定するものとする。

3 市長は、前項の規定により最適者及び次点者として特定した出席要請者に対してはその旨を様式第3により通知し、特定しなかった出席要請者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。この場合において、出席要請者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立等は一切できないものとする。

(最適者及び次点者の公表)

第8条 前条第2項の規定により特定された最適者及び次点者については、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

2 この要綱は、第8条の規定による公表をもって、その効力を失う。

様式第 1 （第 5 条関係）

参加表明書

小牧市クラウド P B X 及び携帯電話機導入事業プロポーザルに関係書類を添えて参加を表明します。

年 月 日

（宛先）小牧市長

〔提出者〕 所在地
商号又は名称
代表者

〔担当者〕 所在地
所 属
氏 名
電 話
F A X
E メールアドレス

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 号
年 月 日

様

小牧市長

小牧市クラウドP B X及び携帯電話機導入事業プロポーザ
ルのプレゼンテーション及びヒアリング審査の出席要請に
ついて（通知）

このことについて、貴社を下記のとおりプレゼンテーション及びヒア
リング審査の出席要請者として選定しましたので通知します。

記

- 1 審査日時
- 2 審査会場
- 3 その他

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

小牧市クラウドP B X及び携帯電話機導入事業プロポーザル審査結果について（通知）

このことについて、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施した結果、貴社を下記のとおり当事業の最適者として特定しましたの次点者として通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 4（第 7 条関係）

第 年 月 日
号

様

小牧市長

小牧市クラウド P B X 及び携帯電話機導入事業プロポーザ
ル審査結果について（通知）

このことについて、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施した結果、貴社については下記のとおり最適者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本市へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

貴案に対する講評